

1 趣旨

この基準は、弘前市雪処理マッチングサイト等の広報に関する取扱要綱「第3条リンク先の掲載内容の範囲」の基準として定めるものであり、弘前市ホームページへのマッチングサイト等の掲載可否は、この基準に基づき判断することとする。

2 弘前市雪処理マッチングサイト等の広報に関する取扱要綱第3条第1項の考え方及び具体例

条文	細則	内容、事例等
(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの	●広告に関する規定がある法令等に違反するもの	●医療法（第6条の5～第6条の7）、介護保険法（第98条）、薬事法（第66条～第68条）、柔道整復師法（第24条）、旅行業法（第12条の7、8）等に違反するもの ●その他商品等について規定している法令等に違反するもの
(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの	●いかがわしい表現もしくは凶案又は乱暴な文言を用いたもの	●暴力的又は残酷なもの ●犯罪行為を示唆、誘発するおそれのあるもの ●性的感情を刺激する又はわいせつなもの ●青少年保護や健全育成に好ましくないもの等
(3) その他、市の広報として掲載することが適当でないと市長が認めるもの	●内容が著しく営利性を帯びているもの	●過剰な利潤追求を内容とするもの（マルチ商法、催眠商法等） ●市民に過剰な利潤が得られると思わせるもの（代理店募集、会員募集、先物取引等）
	●あたかも市が推奨しているような表現のもの	●市が公共性を認めたもの以外の企業等による市名称及び市章の使用、市名類似表現等
	●上覧に定めるもののほか、広報として掲載することが適当でないと認めるもの	●クーポン付き広告 ●その他広報事業の円滑な運営に支障をきたすもの

3 弘前市雪処理マッチングサイト等の広報に関する取扱要綱第3条第2項の考え方及び具体例

条文	細則	内容、事例等
(1) 営業等について必要な届出又は許認可等を受けていないもの	●不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に違反するもの	●温泉法上の温泉の定義に該当しない井戸水や水道水を加温したものを温泉であるかのように表示しているもの等
(2) その他市の保有する財産等に掲載し、広報する業種又は事業者として適当でないと認められるもの		●興信所、探偵事務所等 ●その他広報事業の円滑な運営に支障をきたすもの ●民事再生法又は会社更生法による再生・更生手続中で、再生・更生計画について認可決定されていないもの ●弘前市への市税等（市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料）を申込日現在で滞納しているもの ●行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの ●社会問題を起こしている業種や事業者